

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第72号）（都市計画局まち再生・創造推進室）

京都市景観・まちづくりセンターの使用料の適正化を図るとともに、開所時間を変更するため、京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 72 号

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「大会議室及び」を「会議室及び和室並びに」に改める。

別表第1中「午後9時30分」を「午後9時」に改める。

別表第2大会議室の項を次のように改める。

会議室	大会議室	午 前	円 14,140
		午 後	18,850
		夜 間	21,210
	第1会議室, 第 2会議室及び第 3会議室	午 前	1,170
		午 後	1,570
		夜 間	1,760
	第4会議室及び 第5会議室	午 前	3,060
		午 後	4,080
		夜 間	4,590
	ワークショップ ルーム1及びワ ークショップル ーム2	1 時間	860
	和室 A 及び 和室 B	午 前	470
		午 後	620
		夜 間	700

別表第2備考1中「午後9時30分」を「午後9時」に改め、同備考2中「大会議室」を「会議室（ワークショップルームを除く。）及び和室」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市景観・まちづくりセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用について適用し、施行日前における使用については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後における使用でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(都市計画局まち再生・創造推進室)